

平成十八年三月二十八日受領  
答弁第一六二二号

内閣衆質一六四第一六二号

平成十八年三月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員江田憲司君提出北朝鮮による麻薬取引・紙幣偽造等の国家犯罪に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員江田憲司君提出北朝鮮による麻薬取引・紙幣偽造等の国家犯罪に関する質問に対する答弁書

一、三及び五について

御指摘の北朝鮮による麻薬取引・紙幣偽造等に係る行為の実態については、詳細を把握していない。

二について

御指摘の「レポート」の作成に当たって、我が国の捜査当局から情報を提供しておらず、御指摘の「レポート」の記述が事実かどうかについては、お答えする立場にないが、平成九年から平成十四年までの間に警察が検挙した覚せい剤の大量押収事件（覚せい剤一キログラム以上を押収した事件をいう。）における総押収量の約三十五パーセントが北朝鮮を仕出地とするものであった。このうち、北朝鮮当局が関与した事件は、現在のところ、確認されていない。

四について

現在のところ、北朝鮮籍船舶の船員が偽造された紙幣を行使した事例等については把握しているが、北朝鮮当局が関与した紙幣の偽造の実態については、把握していない。

## 六について

捜査当局においては、刑罰法令に触れる行為があると認める場合には、引き続き、厳正に対処していくこととしている。

## 七について

政府としては、拉致問題を含む北朝鮮をめぐる諸懸案の解決に向けた我が国の立場に対する国際社会の理解と協力を得るべく、引き続き所要の情報収集を行い、国際社会との一層の連携に努める考えである。

## 八について

政府としては、引き続き、北朝鮮をめぐる諸懸案に係る情報収集に努めるとともに、北朝鮮に対して、不法行為に関与しないことを含め、国際社会の一員としての責任ある対応を求めていく考えである。